

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 26 年 7 月 16 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 大会議室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・6 赤塚 薫
7 伊藤 征一・9 大田 武士・13 丹羽 芳久・14 前田 紀男
15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博・22 中林 長一
23 平井 秀次・43 後藤 勝・48 前川 正次

以上 15 名

欠席委員 5 青木 正司・10 奥山 勘五郎

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：紀平担当副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 6 赤塚 薫・22 中林 長一

事項

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議長 それでは第7回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は2名で、出席委員は15名です。
それでは、私の方から議事録署名者を指名させていただきます。
6番 赤塚委員、22番 中林委員、よろしくお願いします。
それでは、まず始めに、会長の専決等の報告に第1号から第5号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1の1件で、面積は、畑で2,824㎡でございます。
これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。
2ページから4ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から5で、4ページになりますが、合計で件数は5件、面積は24,206.91㎡で、その内訳は、田が18,044㎡、畑が6,162.91㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。いずれも、あっせんの希望はありません。
この中に、現況地目が宅地になっているところがありますが、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して、現在、指導しております。
5ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1、駐車場用地の1件で、面積は、田で183㎡でございます。
6ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1は駐車場用地、番号2及び番号3は共同住宅用地、番号4は駐車場用地、以上、件数は4件で、合計面積は1,649.8㎡で、その内訳は、田が1,030.8㎡、畑が619㎡でございます。
7ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。
番号1、コンビニエンスストア用地、番号2、資材置場用地の2件で、合計面積は983㎡、その内訳は、田が577㎡、畑が406㎡でございます。
報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長 事務局から報告あったとおりでございます。それでは、皆さんよろしくお願いします。
それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 長野、受人 _____、面積8,926㎡、渡人 _____
成年後見人 _____、面積10,059㎡、申請地 美里町平木野田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,263㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数はこの1件でございます。

この案件につきまして、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元の委員さんのご意見を伺います。

1番、長野。

中川委員

20番 中川です。事務局の説明のとおり、これは丁度この集落の中心にありまして、荒地を _____さんが買って、そこを直すということです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

地元の委員さんからは異議がないとご意見がございましたが、皆さんいかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたしました。

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 高宮、申請者 _____、申請地 美里町三郷松尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積122㎡ 外2筆で、合計面積1,317㎡です。

これにつきましては、申請地のうち、 _____につきましては、平成元年ごろ既に杉を植林されており始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

また、松尾の2筆につきましては、日当たりが悪く耕作に適さないことから、今後植林するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所城山 _____、台帳地目 田、現況地目 道路、面積91㎡ 外1筆で、合計面積567㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路用地とするものですが、昭和58年1月に自宅を新築した際、道路用地に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所相堂____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積193㎡ 外1筆で、合計面積284㎡。

これにつきましては、申請地の耕作が困難であったことから、昭和54年4月ごろ、植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は2,168㎡で、その内訳は田1,070㎡、畑1,098㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、高宮。

中川委員 20番 中川です。1番につきましては、守山会長、伊藤部会長に現地を確認していただきました。事務局の説明のとおりでございますし、この集落の一番奥に当たりまして、大変日当たりも悪いし、獣害等で苦労しているような土地でございますので、お認めを願いたいなというふうに思います。

議 長 2番、3番、辰水。

中川委員 2番は、その上の宅地を建てるときの進入道路を作ったということで、今の事務局の説明どおり始末書も出ておりますし、田への影響もございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番は、グリーンロードが出来た当時この1筆が、道路で分かれてしまひまして、これも山合ひの土地で、他に利用も出来ないし、既に植林がされている所もございました。事務局の説明のとおりでございます。田への影響もございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河辺町寺家_____、台帳地目・現況地目とも田、面積78㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、住宅団地開発に伴う排水管布設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多皆廣_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積299㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地及び建築業の資材置場用地とするものです。パネル設置面積は122㎡で、資材置場を除いた転用面積の割合は50.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は377㎡で、このうち、田が78㎡、畑が299㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
1番、安東。

太田委員 2番 太田です。事務局の説明どおりであります。これ7月10日に現地確認をさせていただきました。_____の南側の住宅団地で、しばらくの間閉鎖されておりまして、それが再開の工事がなされるということで、排水の施設ということでございます。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、安濃。

中林委員 22番 中林でございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、太陽光発電施設用地でございます。周囲の影響もございませんので、ご許可よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたしました。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農

業委員会許可・賃貸借権) 事務局の説明をお願いいたします。

事務局

11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 高野尾、借り人 _____、貸し人 _____、申請地高野尾町中町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,097㎡のうち281㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は125㎡、転用面積の割合は44.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番、高野尾。

赤塚委員

6番 赤塚です。7月10日に旧津市北部の委員と現地確認いたしまして、太陽光発電設備で1,097㎡のうち281㎡ということで、パネル面積は85枚です。隣地の地権者の方には利用計画を説明済みで問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第5号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 安東、願出者 _____、申請地 安東町東川原 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積317㎡です。

これにつきましては、添付されております平成4年10月28日に国土地理院が撮影しました航空写真により、申請地にはこの時点で既に建物が建築されていることが確認出来ますので当該土地につきましては、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、農地以外に供され20年以上経過している要件に該当するものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	<p>それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。 1番、安東。</p>
太田委員	<p>2番 太田です。これも7月10日に現地確認をしていただきました。事務局の説明のとおりでございます。追認をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第5号議案については証明することに決定いたしました。 次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。 各地区別に、下の合計欄で説明いたします。 津地区につきましては、田の賃貸借で87,592㎡、契約件数は22件でございます。 河芸地区につきましては、田の使用貸借で19,817㎡、畑の使用貸借で4,719㎡、契約件数は4件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借で37,244㎡、畑の賃貸借で186㎡、契約件数は8件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借で5,976㎡、畑の使用貸借で1,179㎡、契約件数は5件でございます。 美里地区につきましては、田の賃貸借で6,211㎡、契約件数は4件でございます。 香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて156,840㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて6,084㎡、合計契約件数は43件、合計面積は162,924㎡となっております。 次に認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は、津地区19件、安濃地区8件、芸濃地区1件、合計で28件、合計面積が122,727㎡でございます。 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。</p>

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これで、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年7月16日

議 長

出席委員

出席委員